

令和４年度第１回富秋中学校区等まちづくり検討会議

１．議事

下記について、委員の皆様の承認を求めるものです。

①委員の交代等について（３頁）

⇒令和４年度第１回富秋中学校区等まちづくり検討会議の開催に先立ち、令和４年６月２日（木）に役員会を開催し、以下の事項の事前承認を得る。

池上校区会長の交代にあたり、本会議の副会長を桃田氏から、新校区会長の神山氏に交代。

桃田氏については、本会議で活発な意見を頂いた経過を踏まえ、顧問として本会議に残ることを承諾。その他の交代委員は３頁の着色部分のとおり。

②規約の変更について（５頁～７頁）

⇒上記１．に関して、現状の規約については、会長経験者のみが顧問となれるものであるため、副会長経験者についても顧問となれるよう、本会議規約の一部変更。

③開校準備委員会の参加メンバーについて（３頁）

⇒開校準備委員会への委員派遣についても、開校準備委員会が令和４年６月１６日（木）に控えていたことから、本会議の開催に先立ち、役員会にて昨年度と同様に瀧委員、平松委員、奥野委員、伊藤委員、中馬委員、正木委員、森委員を派遣するよう事前承認。

２．報告事項

①令和４年度の進め方について（９頁）

和泉市が富秋中学校区等まちづくり事業を進めていくにあたり、業務支援を委託する業者（コンサルタント）を７月末に決定。

業者名：三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング株式会社 大阪

９頁のとおり今年度より約２年半にわたってアドバイザリー業務を進めていく。

②第２回富秋中学校区等まちづくり検討会議の開催について

今回は、新型コロナウイルス感染拡大の状況から書面開催となったが、次回は、新型コロナウイルスの感染状況にもよるが、９月下旬頃を予定しており、その際に①の業者との意見交換も含め実施する予定。

以上

令和４年度 富秋中学校校区等まちづくり検討会議 委員名簿

順不同 敬称略

	氏 名	所属・役職	検討会議の役職	学校開校準備委員会
町会・自治会関係				
1	桃田 千代彦	池上校区 相談役（前副会長）	顧問	
2	神山 敏幸	池上校区 校区会長	副会長	
3	嶋田 政人	富秋町会 会長		
4	森本 敏夫	大宝自治会 会長		
5	吉川 茂樹	昭和住宅自治会 会長		
6	小野 善徳	ひまわり自治会 会長		
7	向井 光男	幸校区 相談役（前会長）	顧問	
8	松下 洋司	幸校区 校区会長	会長	
9	岩田 元志	幸一丁目自治会 会長		
10	寺戸 稔	幸二丁目自治会 会長		
11	金田 隆二	幸三丁目自治会 会長		
12	梶本 和俊	丸笠団地自治会 会長		
13	藤田 勝行	王子町町会 会長	幹 事	
14	大阪谷 敏兼	王子第一自治会 会長		
15	澤村 直幸	伯太校区 校区会長	幹 事	
16	山村 哲也	伯太町第一町会 会長		
子育て関係				
17	奎尾 匡史	池上小学校 P T A 相談役		
18	山千代 政史	池上小学校 P T A 会長		
19	吉本 智恵	幸小学校 P T A 会長		
20	中村 貴代	幸小学校 P T A 副会長		
21	勝 慎介	富秋中学校 P T A 会長		
22	伊藤 大	富秋中学校 P T A 副会長		
23	北口 幸司	富秋中学校 P T A 副会長		
産業・商業関係				
24	佐竹 保彦	佐竹ガラス株式会社 代表者		
25	田中 耕作	池上曽根遺跡史跡公園協力会 会長		
地域団体関係				
26	浅井 了明	阿禰山 西教寺 住職		
27	一井 正次	和泉市民生委員・児童委員（池上地区委員長）	幹 事	
28	正木 泰次	和泉市民生委員・児童委員（幸地区）		○
29	亀谷 聖樹	和泉チャイルド幼稚園 事務局長	幹 事	
30	橋本 健次	池上わかばこども園 園長		
31	森 尚樹	幸王子まちづくり協議会 事務局長	事務局長	○
32	寺西 広文	和泉市人権協会 事務局長		
33	瀧 剛志	N P O 法人ダッシュ 理事	幹 事	○
34	中馬 駿	部落解放同盟大阪府連合会 和泉支部 青年部長		○
35	平松 麻美	富秋中学校学校協議員	幹 事	○
36	奥野 茂寿	富秋中学校学校協議員		○
37	竹中 正夫	富秋中学校学校協議員		
38	伊藤 卓志	富秋中学校学校協議員	幹 事	○

（令和４年４月時点）

富秋中学校校区等まちづくり検討会議 規約

(名称)

第1条 この会議は、富秋中学校校区等まちづくり検討会議（以下「検討会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 検討会議は、富秋中学校校区等において、地域住民が行政をはじめとした関係機関との意見交換・連携等を図りながら、公民協働により、今後のまちづくりの道しるべとなる富秋中学校校区等まちづくり構想案（以下「構想案」という。）の策定をはじめ、将来にわたって住み続けたい魅力あるまちづくりを推進するための活動を行うことを目的とする。

(活動内容)

第3条 検討会議の活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 構想案の策定及び和泉市への提案に関すること。
- (2) 構想案の策定後のまちづくりに関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、目的を達成するために検討会議が必要と認める事項

(対象区域)

第4条 検討会議の活動の対象区域（以下「対象区域」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 富秋中学校校区
- (2) 別表の施設が立地している区域

(委員)

第5条 検討会議は、対象区域に在住する者等の代表者として、次に掲げる者(以下「委員」という。)により構成する。

- (1) 対象区域の校区会長又は校区会長から推薦された町会・自治会役員
- (2) PTA その他児童・生徒の保護者
- (3) 対象区域内で公共的・公益的な活動を行う者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会長が認めた者

(役員)

第6条 検討会議に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以内
- (3) 幹事 数名
- (4) 事務局長 1名
- (5) 顧問

2 会長は、委員の互選により選任する。

3 副会長、幹事、事務局長、顧問は、会長が指名し、委員の同意を得て選任する。

4 会長は、検討会議を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときは、その職務を代行する。

6 幹事は、会長の求めに応じて特定の検討事項に関して審議・執行するものとする。

7 事務局長は、検討会議の事務を行う。

- 8 顧問は、検討会議の会長及び副会長経験者とし、会長の求めに応じて助言等を行う。
- 9 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げないものとし、後任者が選任されるまでの間は前任者が引き続きその職務を行うものとする。

(検討会議の運営)

第7条 検討会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要に応じ、検討会議に委員以外の者を出席させることができる。
- 3 会長は、必要に応じ、役員による役員会を招集することができる。

(意見集約)

第8条 検討会議は、ワークショップやアンケートの実施等により、地域住民等の意見の集約に努めるものとする。

(専門部会等)

第9条 検討会議は、特定の検討事項に関する必要な協議を行うため、専門部会（プロジェクト委員会）（以下「専門部会等」という。）を置くことができる。

- 2 専門部会の部会長（プロジェクト委員会の座長）（以下「部会長等」という。）は、役員の中から会長が指名し、専門部会等の同意を得て選任する。
- 3 専門部会等は、次に掲げる者（以下「専門委員等」という。）により構成する。

(1)委員の中から選出された者

(2)地域住民又は市内公募による応募者の中から部会長等が選任する者

- 4 部会長等は、必要に応じ、専門委員等以外の者を専門部会等に出席させることができる。
- 5 部会長等は、会議の進行を妨害するなどの行為があった場合、会議の秩序を乱す者に対し必要と認めるときは、退場を命ずることができる。

(会長への委任)

第10条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は、平成30年2月10日から施行する。

この規約は、令和2年10月20日に改定する。

この規約は、令和3年7月10日に改定する。

この規約は、令和4年6月2日に改定する。

別表（第4条関係）

施設類型・施設名
消防署北分署
幸小学校
池上小学校
富秋中学校
丸笠団地
伯太団地
和泉第一団地
幸第二団地
王子第一団地
王子第二団地
旭第一団地
幸団地
旭第二団地
永尾団地
山手団地
にじのとしょかん
池上曾根弥生情報館
市民文化ホール
青少年センター
人権文化センター
王子町分館
幸分館
北部総合福祉会館
池上老人集会所
小栗の湯
旧老人デイサービスセンター
和泉診療所
信太山駅前自転車等駐車場

今年度の進め方について



